

丘宗潭の思想研究

——附録・丘宗潭『眼蔵提唱』翻刻資料——

菅原 研州

キーワード：曹洞宗学 正法眼蔵 仏祖正伝禅戒鈔 丘宗潭

一、はじめに

本論は、近代曹洞宗の宗乗家である丘宗潭（一八六〇～一九二一）の思想研究を行うものである。丘は、令和三年に没後百年に当たり、また、参学師である西有穆山（一八二一～一九一〇）も生誕二百年となる。斯様な年には、近代曹洞宗で構築された宗旨を思想的に研究し、また、各祖師の顕彰に繋がりたいと願っている。

なお、これまでに筆者は、丘に係る『室内三物秘弁』及び『教授戒文』、そして授戒会の説戒録などで、未発表となっていた写本を翻刻公開することで、その思想の解明に取り組んできたが、本論では主として以下の三点を論じたい。

①『仏祖正伝禅戒鈔』の改訂について

②『正法眼蔵』観について

③『修証義』観について

まず、①については丘の主要業績であるとして良い。丘の門人であった岸澤惟安（一八六五～一九五五）は、丘の業績中で『仏祖正伝禅戒鈔』の改訂を高く評価し、「改訂仏祖正伝禅戒鈔即霞丘老漢¹⁾とまで言い切った。また、今回、筆者自身、改訂作業の一端を知ることが可能な写本・刊本を入手したため、改訂作業の意義などを検討したい。

②について、丘は大本山永平寺の初代眼蔵会講師であることが知られている。そこで、その『正法眼蔵』観を知るために、眼蔵会の提唱録を見ておきたい。また、丘は曹洞宗大学林（後の駒澤大学）教授であった時、曹洞宗中学林教科用書として『正法眼蔵』の訂字本を刊行している。その意義も検討したい。

③について、丘の法嗣である丘球學（一八七七～一九五三）の編集による『曹洞宗意綱要』において、丘の『修証義』観が示されている。従来の『修証義』研究の中でも、同書は考察の俎上に載ることが少なかったため、本論で検討しておきたい。

二、『仏祖正伝禅戒鈔』の改訂について

近世洞門学僧・万仞道坦（一六九八～一七七五）が宝暦八年（一七五八）に自序を著し開板された『仏祖正伝禅戒鈔』（以下、『禅戒鈔』、改訂本は『改訂禅戒鈔』と略記）は、道元・懐奘等

の下で構築された『仏祖正伝菩薩戒教授戒文』について、道元門下の経豪『梵網経略抄』の解説や、関連する経論を引用した註記を附しており、既に拙論²⁾でも論じた通り、近世後期には洞門戒学の研究に参照され、近代以降も継続的に活用された。

そこで本項では、近代における『禅戒鈔』関連の記事を、略年表の形で示しておきたい。

- 一八八一年一〇月 『禅戒鈔』開版・出雲寺文次郎
- 一八八六年 五月 『禅戒鈔』開版・梶田勘助
- 一九〇三年 六月 西有穆山提唱『仏祖正伝禅戒鈔講話』刊行・鴻盟社
- 十一月 経豪『正法眼蔵抄』上下巻刊行・鴻盟社
- 一九一〇年一二月 西有穆山遷化
- 一九一二年 五月 丘宗潭改訂『改訂禅戒鈔』自跋(翌年鴻盟社から刊行)
- 一九二一年 八月 丘宗潭遷化
- 一九二四年 三月 『改訂禅戒鈔』改訂再版(再改訂)刊行・鴻盟社
- 一九三〇年一二月 『曹洞宗全書』「注解二(『梵網経略抄』所収)」刊行
- 一九三二年 五月 丘宗潭提唱・岸澤惟安編『改訂仏祖正伝禅戒鈔講話』刊行・鴻盟社
- 八月 『曹洞宗全書』「禅戒」(『禅戒鈔』所収)刊行
- 一九五一年 七月 岸澤惟安『改訂禅戒鈔』を部分改訂(差点記

本)

一九五五年 三月 岸澤惟安遷化
一九七一年 岸澤惟安提唱・門脇聴心編『改訂仏祖正伝禅戒鈔講話』全四巻刊行・曹洞宗宗務庁(一九七四年まで)

近代に入ってから、『禅戒鈔』は度々開板されており、学人が手に取りやすい状況であった。だからこそ、解説・提唱が希望され、『講話』が出版され、尚更に禅戒参究への道を開いたが、その最中、『禅戒鈔』本文の問題が認識されるに至ったとされる。丘自身が述べる改訂の動機は以下の通りである。

一 原本間字句讀下シ難キ處アリ。前後文意ノ支離スル處アリ。初心晩學之レヲ苦ム。改訂ヲナス所以ナリ。³⁾

ただし、これはあくまでも丘自身の見解であって、経緯はまた別であった。丘の講話において、以下のように説明されている。

禅戒鈔は、根本的に開山の戒義を發揮せんとしてあらはされたものだが、其の原本たる梵網経略抄が、さてさて読みにくい。従つて萬仞和尚がよほど骨を折られたやうだが、その禅戒鈔がまた読みにくい、解つたやうであるが解らぬ處あり、首尾あはぬ處あり、暗中摸索のうれへがある。誠に困りさつた。

西有禪師が再三提唱なされたが、其のたびごとにいろいろの事を承つた。ここの文章と、ここの文章とをつなぎ合せ、此の句と此の句とをつなぎ合せたら好からう。此の文字を入

れて、此の句をばふいたら好からうといはれたから、其の当時から改訂したいと思ふて、いろいろのことを獨參して、種種記憶にのこつて居る。そこで幾度か禪戒鈔を提唱し、かつ原本の梵網經略抄について、多少參究もし、注意もした。

二三年まへ、いつ何どき怎樣なことがあるかも知れぬからと思ひ、筆をとつて改訂にかかつたが、来月静岡において、

此の禪戒鈔を讀んでもらひたいから、出版してくれといふ依頼があつたので、此の改訂禪戒鈔を出版することにした⁽⁴⁾。

このように、『禪戒鈔』の改訂は、まずは西有が本文の問題を指摘し、それを受けて丘が改訂作業を行ったという経緯が見えてくる。なお、詳細は後述するが、本来の『禪戒鈔』と『改訂禪戒鈔』を比べると、構成から本文の選択に至るまで、ほぼ全文に及んでいることが分かる。また、『丘講話』では、「そのかはつて居るところは、頭に科段をつけた。これは今案だ。それも西有禪師の思召しによつたもので、文字は衲がつけた⁽⁵⁾」とあり、科段と段名の付加も改訂点である。

以下には構成の変更を検討したい。左記の表の上段は、一般的な『禪戒鈔』の構成で、下段は『改訂禪戒鈔』とする。なお、各段の項目名は各原本に依拠したが、項目名が無い場合は項目最初の数文字を名称の代替とするか、「」を付して筆者が補った。丸数字は『禪戒鈔』の構成に基づいた順番である。『改訂禪戒鈔』のみの項目は※を付した。

『禪戒鈔』（明治一四年版）構成

『改訂禪戒鈔』構成

※題字（森田悟由）

※改訂禪戒鈔序（岸澤惟安）

※凡例（丘宗潭）

①序（萬仞道坦）

②或問

⑧規約

③諸仏大戒

※懺悔

※戒

④三帰依（懺悔鈔）

⑤三聚戒

⑥〔十重禁戒〕

※戒ノ次第

※跋（丘宗潭）

以上の比較の通り、『改訂禪戒鈔』では、戒の意義の提唱部分を追記している。また、「懺悔」については、『禪戒鈔』で「三帰戒」中に「懺悔法」の提唱を引いており、それも、「三帰戒」に関する『梵網經略抄』が無いために、「懺悔ノ鈔ヲ出ス」としてある。ただし、それを『改訂禪戒鈔』では、三帰戒よりも前に出

した。これは、宗門の受戒が懺悔から始まり、三帰・三聚浄戒・十重禁戒と続くことを承けたものであろう。『教授戒文』もその通りの順番となっている。

それから、『改訂禅戒鈔』巻尾の「戒ノ次第」について、『禅戒鈔』では、『観普賢菩薩行法経』から「一切業障海」偈を引いている『梵網経略抄』を参照して、「思実相」の上での生仏不二を説こうとしているのだが、これのみで『教授戒文』結論にある意味を共有するのは困難である。その点、改めて十戒全体の「戒ノ次第」を開示することで総括した、『改訂禅戒鈔』の意図は明らかで、合理性もある。

なお、『改訂禅戒鈔』は筆者所持大正一〇年（一九二一）第四版の刊記から判断して、同年までに四版以上を重ねた。その後、大正一三年（一九二四）に改訂再版（再改訂）が刊行され、『改訂禅戒鈔』で初版以降に確認された誤字脱字等の訂正に始まり、一部は文章構成も改められた。なお、『丘講話』は、その再改訂本への提唱となっているが、刊記等に再改訂の時期を定めることがないため、実際の関係性は不明。また、再改訂本が刊行されたのは丘の没後のため、再改訂の実行者が丘か岸澤か詳細不明であるが、状況からは丘の生前中に再改訂がなされていたものか。『丘講話』は非常に簡潔な提唱であり、改訂経緯の詳細を知ることが困難である。

また、『曹洞宗全書』「禅戒」に収録されたのは、『禅戒鈔』（底本は江戸・浅倉屋久兵衛による後刷本）であった。例えば、『曹

洞宗全書』「室中」に収録された万仞道坦『室内三物秘弁』が、岸澤による改訂本だったのとは、明らか相違がある。理由は不明ながらも、底本とすべき版本が存在していた『禅戒鈔』と、写本のみで伝来した『室内三物秘弁』の違いといえようか。

二一、『仏祖正伝禅戒鈔』の改訂に見る思想的意義

前項で述べた通り、『禅戒鈔』から『改訂禅戒鈔』への改訂は、西有が先導し、それに丘や岸澤が応えた形であると理解されるが、その思想的意義について検討してみたい。

『禅戒鈔』と『改訂禅戒鈔』を比較すると、「三帰戒」「三聚浄戒」については同じだと見て良い。無論、『禅戒鈔』の「三帰戒」項には、「懺悔鈔」が入っているが、それは不自然であり、本来の『教授戒文』の順番に従い、『改訂禅戒鈔』のように十六条戒よりも前に懺悔が編入されるべきことは明確である。よって、その部分を除いて、「三帰戒」「三聚浄戒」は改訂の前後で同じと見て良いのである。

そして、「懺悔」の項目について、『禅戒鈔』では「懺悔法アラハルトキ三帰三聚戒モ攝セスト云事ナシ」とし、懺悔から諸戒に展開する様子を重視し、その後に『観普賢菩薩行法経』から「一切業障海」偈⁶を引いて、いわゆる「実相懺悔」に帰着させている。

一方、『改訂禅戒鈔』では、最初に「仏法ヲ見聞スル得分ハ、以テ懺悔法爲最初得分」としながら「一切業障海」偈を引いて、

「実相懺悔」に帰着させた。これは、『教授戒文』が「懺悔文」読誦であることに鑑みて、相違がある。ただし、『教授戒文』も、本来の『仏祖正伝菩薩戒作法』も、懺悔の思想について触れられることが無いため、『梵網経略抄』から、「一切業障海」偈中の「端坐思実相」を承けつつ、坐禅に懺悔の力を込めたとも見られる。ただし、「皆従妄想生ヲ置テ、端坐氏実相ニテ解スルトハ不可心得」とされ、妄想のままを実相とはできないため、あくまでも無分別なる坐禅の意義を説く。その後、「以懺悔三宝ト名ク。帰依トナツク」として、更に懺悔から諸戒へ展開する様子を示す。全体の流れとして、『改訂禅戒鈔』はまず懺悔の意義を示した上で、諸戒に展開する流れが見られることで、懺悔と戒との関係を明示した。『改訂禅戒鈔』の方が分かりやすい。

なお、上記一件に関連して、『丘講話』「懺悔」項を確認してきた。大意としては、天台智顛『金光明经文句』から「取相懺悔、作法懺悔、無性懺悔」の三懺悔を引いている。丘は、『梵網経略抄』では懺悔の思想や作法を種々挙げていて分かりにくいため、「明瞭に無性懺悔の解るやうにせん⁽⁸⁾」との思いで纏めたという。「無性懺悔」の思想的な把握については、『従容録』「第五則清源米価（青原盧陵話）」の万松行秀垂示を大意とし、「大體善惡にこころなきに達するが懺悔だ⁽¹⁰⁾」として、懺悔を「転迷開悟」に準えて「滅悪生善」だと考えることを否定し、善悪が二つながらに無性に達することを説いた。

そして、「無性懺悔」を選択した理由は、『丘講話』「懺悔」項

の冒頭から、大内青巒（一八四五〜一九一八）の『曹洞教会修証義聞解』を批判してのことだったと理解出来る。青巒は『修証義』「第二章懺悔滅罪」の「彼の三時の悪業報必ず感ずべしと雖も、懺悔するが如きは重きを転じて軽受せしむ、又滅罪清浄ならしむるなり」に対して、「一切業障海」偈の「衆罪は霜露の如く、慧日能く消除す」を重視して、「懺悔の一念が、一切の罪過を消滅させる」ことを説いた。丘はそれを「彼れ一流の説だ」としつつも、「それから大いに間違ひを生じた」と批判している。そして批判の理由を、「宗門の懺悔は、眞妄無性の理に透脱するが目的だ⁽¹¹⁾」としたのである。青巒の『修証義聞解』では、『修証義』を「在家化導」のためのテキストだと位置付けており、おそらくは丘の立論方法とは異なっている。

丘には『修証義』を提唱した『曹洞宗意綱要』が残されているが、『修証義』の、特に「懺悔滅罪・受戒入位」は『禅戒鈔』の立場から説かれている。そして、丘は「承陽大師の懺悔滅罪の御精神は、洵に簡單⁽¹²⁾」としつつ、「懺悔は佛果の功德なり」を重要語だと定めている。この語は、道元自身の著作や上堂語としては確認出来ず、『梵網経略抄』の「懺悔ノ法ト云ハ、所詮以佛果菩提法懺悔ト可習也⁽¹³⁾」が、『禅戒鈔』にも『改訂禅戒鈔』にも引かれていたため、その取意として示されたものであろう。その上で、懺悔の結果として仏果の功德に到達するのが通常の見解だとすれば、それを転じて、懺悔そのものが仏果の功德だと把握すべきだという。そして、「妄想と実相との二つを超越して、仏果の

功徳に投入したのが懺悔の法である⁽¹⁴⁾ともしている。先ほどからの繰り返しの通り、善と悪、妄想と実相という分別を破することを、懺悔だとしているのであり、「無性懺悔」に則っていることは明らかといえる。

それから、『改訂禪戒鈔』特有の一段として、「戒」の項目も見ておく必要がある。同項について、丘は以下のように指摘する。

萬仞和尚の禪戒鈔には、戒といふ題目はないが、柄がそれを區別して、宗門における禪戒の心得かたを述べた⁽¹⁵⁾。

つまり、「戒」の項目は、丘によつて書き加えられたものであり、更に思想的には防非止悪の義ではなく、「善悪是非に心なきが、宗門の戒法なり⁽¹⁶⁾」とし、無分別の立場からの戒法を主張している。そこで、『梵網経略抄』から、「戒トハ制止ナリ、對治ナリ」と引くが、続けて「我與大地有情同時成道ト制止スルナリ、故ニ佛戒ト云フ⁽¹⁷⁾」とすることで、いわば、釈尊と同一の成道に生きる衆生を見出しつつ、先に挙げた丘自身の主張を際立たせているといえよう。更に、「戒」項目の末尾には、『梵網経』から「衆生受仏戒一偈を引いて、如来の正戒を受けた衆生のあり方を開示している。これは、『仏祖正伝菩薩戒作法』自体には見えるが、『教授戒文』には見えない語句である。しかし、三帰戒が始まる前に、その意義を確認しておくことで、受ける戒の本質を知らしめたことを意味していよう。そして、これは「十六条戒」自体の位置付けにも関わってくる。

しかし瓔珞經や、梵網經は、攝律儀の一戒より他戒を出す、

本末ありと説けども、宗門にては、戒法みな實相なるゆゑ、本末を説かぬ⁽¹⁸⁾。

曹洞宗における戒思想からの伝統的解釈でも、「三聚淨戒」の「第一攝律儀戒」に、「十重禁戒」を配する場合があるが、丘はそれを否定し、むしろ『教授戒文』の「攝律儀戒」への解釈「諸仏法律の窟宅とする所、諸仏法律の根源とする所なり⁽²⁰⁾」を元に、「人人本具の仏性は、諸仏の法律の窟宅なり、根源なり⁽²¹⁾」として、仏性に基づいて三聚淨戒も、他の諸戒も出現するという。そのため、戒同士の関係性を説かず、全ての戒本が実相との立場を主張した。

また、本書は「十重禁戒」の「第十不謗三宝戒」で締め括られるが、巻尾の一節が『改訂禪戒鈔』では変更されている。『禪戒鈔』の場合は、『教授戒文』中の「世間の津梁なり」についての『梵網経略抄』の提唱を挙げているが、これでは、全体の総括には繋がらない。よつて、『改訂禪戒鈔』では、科段の名称を「第四明列不謗三宝戒於十戒最後之意」として、「戒ノ次第ヲ立ル事不同也」及び「又十戒、一一ノ戒品、三寶ノ功徳現前セサル事ナシ」の一節を引くことで、「十重禁戒」全体を仏身の顕現だと見なした。そして、不謗三宝戒を説いたとしつつも、各別の十戒を否定し、「根本ノ道理ヲ知りヌレハ、都不被犯也ト可心得也⁽²²⁾」と総括したのである。先に見た通り、十六条戒を仏性とし、巻尾では仏身として見ることで、『改訂禪戒鈔』全体を一貫した思想で貫通することになるのである。

なお、筆者所持の明治四三年序『改訂禪戒鈔』写本⁽²³⁾では、科段の内容が変化しており、「第十不謗三宝戒」について、科段第四段の名称を「第四段戒ニ三種ノ別アルコトヲ明ス」とし、先に挙げた『改訂禪戒鈔』版本の巻尾、「根本ノ道理」の一節に続いて、「菩薩戒ニハ三重ノ道理アルヘシ」の一節を加えている。本論前節でも指摘した通り、『改訂禪戒鈔』の巻尾は本来、科段名と内容から十六条戒全体を締め括る意図があつたと思われるが、写本においてそれが更に強く理解出来よう。ただし、当写本からは書写の経緯などが判然とせず、丘及び岸澤によつて企図されていた『禪戒鈔』改訂経過の一端が知られる程度の結果しか得られていない。

三、『正法眼蔵』について

丘は大本山永平寺で明治三八年から行われた眼蔵会の初代講師を務めたことで知られている。筆者の手元には丘が大正四年に、二度目の眼蔵会講師を務めた際の講義録があるため、その読解を通して丘の『正法眼蔵』提唱方法について検討してみたい。

- 一、冊数 一冊
- 一、料紙 B4縦書相当原稿用紙
- 一、大きさ 縦24・5cm×横17cm
- 一、装丁 袋綴
- 一、題目 外題 大正四年在永平寺 丘宗潭師 講演聞書
内容 靈根論

丘宗潭の思想研究

小学生及女学校生ノ為ニ講演
眼蔵提唱（礼拝得髓卷・雜声山色卷、開講
偈・即事）

大本山永平寺六十四世性海慈航禪師大休悟
由大和尚百箇日供養拈香

- 一、枚数 本文 九丁
- 一、行字数 毎葉一二行 毎行二六字前後
- 一、書写年 大正四年五月一五〜一九日
- 一、筆記者 雪香道人（愛知県東浦町安徳寺一三世・横井轍道）
- 一、所蔵者 菅原研州

大正期に永平寺で行われた丘の講演について、愛知県安徳寺一三世の横井轍道（「徹道」と表記する記録もあるが、本人の印は「轍道」表記）が筆記した講演録に、永平寺の眼蔵会の記録が収録されていたため、本論末尾に翻刻した。

なお、「眼蔵提唱」は一見して簡潔に過ぎる内容である。これは筆記者による適度な要約である可能性を否定できないが、丘自身が必要なように指摘していることに注目したい。

眼蔵は解りすぎて居る。講釋する處はない。己見を以て眼蔵を讀まんとするから解らぬ。佛意を以て讀めば、眼蔵はあのとほりで不審はない。佛意をさぐり、佛意を看破するでなければ可かぬ。⁽²⁴⁾

『正法眼蔵』は分かりやすいため、その本文のままよく、講

積する余地は無いというのである。この立場は、門人の岸澤惟安が同様の指摘をしていたことが知られている。⁽²⁵⁾

今回翻刻した提唱録からも、丘の提唱は簡にして要を示すものであり、特に各巻の冒頭において、「此巻ノ思召」や「大綱」などの表現を用いて、一巻全体をまず把握させていたことが理解出来る。そして、その際には、「大意ジュサンヲ見ヨ」ともある通りで、面山瑞方による『正法眼蔵品目述賛』⁽²⁶⁾も併用していたと思われる。

また、「溪声山色」巻の提唱では、冒頭で「唯谿聲山色佛法ニ親シ」として「溪声山色」を仏法として把握することを示しつつ、巻尾でも「正信心ノ時―一切事佛法トナリ谿聲山色…」としている。つまり、各巻において肝心要となる道理（本巻の場合には、溪声山色即仏法）を貫通させて提唱する様子が理解出来る。

ところで、丘が用いていた講本については、別の講演で「承陽大師の御精神は眼蔵の巻が九十五巻ありますから」と示しているため、山本版九五巻本であったと思われる。

その上で、筆者の手元には「曹洞宗大学林教授丘宗潭師訂正」と掲げる『正法眼蔵出家功德附聞解(全)』がある。「曹洞宗中学林教科用書」とも題されている通り、明治三十三年当時の曹洞宗中学林用の教科書として、丘による校正が行われた『正法眼蔵』本文であるが、内容から山本版本を底本としている。そして、巻尾には「故瑞方面山師著述」の『正法眼蔵出家功德卷聞解』を収

録している。当時はまだ、『聞解』全体の著述者を面山に帰していたため、この表記となっている（現在は一部の巻を除き門弟の斧山玄鋤に帰する）。『聞解』への評価として、西有穆山による『正法眼蔵開講備忘』では、「御聴書御抄ハ可尊第一ノ書ナリト雖比九十五巻全備セザレハ今全部ヲ拜覽セント欲スルモノ遺憾ナキ不能依テ先最初ハ私記ト聞解ニ依テ拜覽スヘシ六堪老人云ク面山和尚ノ述賛ハ正法眼蔵ノ大意ヲ得タリ」とあって、述賛による大意把握とともに、初学者向けへの参考書として雑華蔵海の『正法眼蔵私記』と『聞解』が推奨されている。西有には『正法眼蔵』の「私記会本」の編集が知られているが、丘が「私記」ではなく『聞解』を選んだのは、やはりその大意や文義の把握の容易さや価値を求めたためかと思われる。『私記』は達意的な註釈が特徴で、宗旨として『正法眼蔵』本文を把握するには適するが、そういう発想自体に慣れていない初学者には厳しい一面を有するところに注意しておきたい。

つまり、丘自身は、大綱の把握に『述賛』を推奨しており、提唱では各巻を徹底する道理を貫通させているが、学人が知りたい各文の意について、特に教育的見地から『聞解』を採用したといえよう。

四、『修証義』への評価について

提唱録である『曹洞宗意綱要』は「前曹洞宗大学長」の肩書きで記録されたものであり、宗門当局の意図を十分に汲んだ内容で

あろうが、『修証義』解釈は宗師家の立場と、曹洞宗大学関係者という二つの立場を両立させたものといえる。

そして、「三 修証義に就いて」の一節が収録され、続けて「四 修証に就いて」「五 懺悔滅罪と受戒入位」「六 發願利生と行持報恩」の各節で『修証義』に準じた提唱が行われている。

まず、『修証義』全体への評価は以下のように示されている。

然るに此修証義を以て吾々の修養に資するものとし、又檀信徒の修養に資する所の一切の方針としたる所の修証義は、受戒入位が中心である。⁽²⁹⁾

『修証義』の要点について、「第三章受戒入位」と「第五章行持報恩」との間で説が分かれることがあるが、丘は明確に前者を中心とした。更に、檀信徒の修養のみならず、「吾々の修養」にも資するとし、僧俗四衆にとつての聖典だと認めるが故に、以下の問題が提示されることになる。

是に於て今日の吾々の修養に資する所の大方針と稱する修証義の中心になるのは受戒入位である。而して兩祖の思召の御著述に現はれて居る所のお言葉が、坐禪中心になつて居る、此矛盾はどうか、何所へ行つても何時も此問題が出る。⁽³⁰⁾

右記は、『曹洞教会修証義』が編集されて以降、常に同じ問題が宗派内に存在したことを示すといえよう。そもそも、明治二〇年代に曹洞扶宗会の会員総意として編集（実質的には、大内青巒による編集）された『洞上在家修証義』は、明治二二年の「第三次末派総代議員會議（後の曹洞宗宗議合）」で可決された「洞上

在家化導標準」によって、曹洞教会全体のテキストとして採録され、更には、当時の両大本山貫首（總持寺・畔上椋仙「管長」、

永平寺・滝谷琢宗）による緻密な校正を経た結果、明治二三年一二月に『曹洞教会修証義（現行『修証義』）』として公布された。

そして、『修証義』公布後、最初に出た解説書は大内青巒『修証義聞解』であり、青巒は『修証義』を「在家化導」のテキストとして位置付け、「在家安心」を得るために、「受戒入位」における『梵網經』「衆生受仏戒」偈を重視したのであった。ところが、その後、『曹洞教会修証義』の主校正者であった滝谷琢宗は、『修証義筌蹄』において、青巒の主張を暗に批判し、『修証義』とは「曹洞教会」という名前を冠している以上、教会を構成する「僧俗四衆」にとつての安心を説く文献であるとした。

つまり、在家化導としての「受戒入位」が、四衆にとつての安心となつたために、坐禪による安心だとされていた僧尼二衆にとつて、『修証義』自体が矛盾を生じることになつたのである。⁽³¹⁾

そこで、丘自身はこの問題を「中心が變つたやうである」や「中心が動いたもの」⁽³²⁾としつつ、「受戒入位の中心と云ふことと、坐禪中心と云ふ事は何にも變つたものではない」とし、『教授戒文』『梵網經略抄』『禪戒鈔』などを典拠としながら、受戒と坐禪とを分別し、是非を争ふことを「必ず坐禪でなければならぬ、必ず戒法でなければならぬと云ふのは、それは形式に囚はれての話」と批判した。そして、以下のように総括した。

然らば受戒中心も坐禪中心も同じことであつて、必ずしも坐

禪中心でなければならぬ、必ずしも受戒中心でなければならぬ事はない。今日では受戒中心と言ふ事になった。⁽³³⁾

これは、「禪戒一如」の一解釈であるといえよう。当時の曹洞宗はまだ、「禪戒一如」という用語を公式には用いておらず、現在のように『曹洞宗宗制』の「教義」に組み込まれるには、昭和一六年公布の『宗制』を待たねばならなかった。ただし、丘と同時代になる秋野孝道（一八五八〜一九三四、曹洞宗大学長・大本山總持寺貫首）提唱の『通俗曹洞宗の安心』には、「禪戒一致」という項目を設け、両祖のテキストに見える「禪戒一致論」を参照しつつ、江戸時代における卍海宗珊『禪戒訣註解』を引くなどした。つまり、後の「禪戒一如」は「禪戒一致」として宗門碩徳の間で唱えられ始めており、丘もその動向は承知していたのだろう。⁽³⁴⁾『修証義』に因む宗意安心の問題を、「禪戒一如」によって打破するという流れに賛同した様子が、その提唱から見られるのである。

それから、『修証義』は元々、曹洞扶宗会で用いていた「四大原則」に依拠して信仰実践体系を組み立てたが、その理解を巡っても議論が存在する。同原則は詳しく「本証妙修の四大原則」とも呼称される。前半の「懺悔滅罪・受戒入位」をもって衆生が安心を得る「本証」に配し、後半の「発願利生・行持報恩」を安心を得た衆生が仏祖に対して行う報恩行としての「妙修」に配したのである。ただし、『修証義』への提唱・解釈を巡って「本証妙修」を配するかどうかは、そもそもの「四大綱領」の構造自体が

『修証義』解説で取り扱われなくなり、総じて後退したことが報告されている。⁽³⁵⁾つまり、「本証妙修」もまた同様である。

しかし、丘は永平道元『弁道話』で説かれた「修証一等」を用い、宗門では修と証とを分別しないという立場から、以下のよう

に提唱した。

此修証義の四大原則と云ふものは總て證を離れぬ修でありま
す。修を離れぬ證であるからして、懺悔滅罪でも、受戒入位
でも、發願利生でも、行持報恩でも本證であり妙修である。
何れも四大原則の一々皆本證であり、妙修であると云ふ意味
に窺はれるのであります。⁽³⁶⁾

本来は、「四大原則」を「本証」または「妙修」に配するところ、丘の場合は一々を「本証妙修」全体に配したのである。修証の無分別を立場とすれば、当然の帰結ではあるが、『修証義』解釈上は、かなり独特な解釈である。一方で、丘の門人であった岸澤惟安も自らの提唱『宗意安心』でこの解釈を踏襲している。

それから、全体を「本証妙修」として解釈することと、「受戒入位」を中心とすることについては、以下のように会通している。

どの行どの章の説法をしても、總て其説法は皆受戒と云ふもので結完するに定つたもので、云ふまでもなく受戒中心の宗教なのである。是は皆修證から現れるのであります。それより外に現れる所はない。だから懺悔滅罪にせよ、發願利生にせよ、行持報恩にせよ、倫理道德の話に至るまで、總て皆此

本證妙修より現はれたる所の道である。本證妙修の道である。⁽³⁷⁾

『洞上在家修証義』を編集した青巒は、あくまでも『梵網經』『衆生受仏戒』偈から、「受戒入位」を中心としつつ、「懺悔滅罪」を前方便とし、「発願利生・行持報恩」を後の実行に配したが、丘は一等としての「本証妙修」から「受戒入位」中心の思想を組み立てている。これは、『修証義』自体がそのように読める文献として編まれているが故であろう。

なお、丘の講義録である『仏教の真髓』『第三日講演』でも『修証義』を採り上げているが、檀信徒相手の平話であるため、思想的に特段注目する必要は無い。

五、宗門の本尊論について

丘による宗門本尊論の議論については、既に論じたところでもあるが、本論では『禅の信仰』の本尊論と、『丘講話』で展開された仏身論を踏まえつつ検討してみたい。

まず、『禅の信仰』では仏教全般の信仰論などを踏まえつつ、各宗派にはそれぞれの本尊があると提起された。本尊を論じるに当たり、その定義を『大日経義积演密鈔』に求め、「諸聖、行者もと宗主とする所に随ふ故に名づけて本尊となす」⁽³⁸⁾とあることを受けつつ、宗派の僧侶・檀信徒が一樣に、最尊最勝の宗趣と仰ぐ対象が、その宗派の本尊だとし、以下のように断言する。

我が曹洞宗の本尊は釋尊である。妙法でも、僧衆でも、觀音

丘宗潭の思想研究

でも、藥師でもない。⁽⁴⁰⁾

曹洞宗が近代教団として、「曹洞宗務局」を中心とした体制を構築していくにあたり、明治八年に開催された第一回末派総代議員会議において、既に釈迦牟尼仏と高祖永平道元・太祖瑩山紹瑾を中心とした「一仏両祖」を仰いでいくように定めているため、この丘の断言は周知のことだったように思うのだが、敢えて上記の主張が行われた理由は、以下の問題提起から理解出来る。

我が曹洞宗のは、その宗主とする所は歸依三寶である、このほか別に本尊のある譯が無いといふ人がある。然しその人達の思つてゐることは正しくない。⁽⁴¹⁾

これは、当時の曹洞宗内で、本尊として仰ぐべき対象に、「帰依三宝」を主張する場合と、釈迦牟尼仏を主張する場合があったことを受けている。この問題が起きた理由は、『修証義』に由来する。『修証義』では、その中心を「第三章 受戒入位」と「第五章 行持報恩」の何れに置くかで、本尊論に影響を与えた。例えば、大内青巒は、曹洞宗内に存在した本尊唱名論について批判し、授戒の一事をもって布教に充て、そのための『修証義』を編纂した旨を主張した。⁽⁴²⁾ 更には、次のようにも注意している。

若し又高祖の御指導に随ふとならば『一佛の名號を稱念せんよりは南無歸依佛と稱念せよ』と明かに正法眼藏には示されておる。然るに今何の理由も無く、南無釋迦牟尼佛と唱へると云ふやうなことは甚だ無意味でもあり、且は他宗他門の笑ひも招くも氣恥かしい次第では無いかと云ふやうな議論もあ

つたのである。⁽⁴³⁾

明治期の通称「随意布教」時代（明治八〜一七年⁽⁴⁴⁾）から曹洞宗内の一部で、「南無釈迦牟尼仏」の本尊称名法が流行しかかってきたのは事実であり、それが更には本尊観にまで影響を与えていたようで、青巒はその状況を批判しつつ、『修証義』での「受戒入位」を強調した。一方で、丘は、釈尊一仏への信仰は説きつつも、本尊称名に安易に同意しているわけでも無い。丘が釈迦牟尼仏を本尊に定める理由は、以下の三点が確認される。

①『修証義』第五章「行持報恩」の「過去現在未来の諸仏、

共に仏と成る時は必ず釈迦牟尼仏と成るなり」を参照し、あらゆる仏が釈迦牟尼仏になる意義を強調。

②曹洞宗では「三仏会（降誕会・成道会・涅槃会）」を両祖以來伝統的に修行していること。

③両祖による釈尊信仰。

この内、注目されるのは①であろう。

まず、丘は釈迦牟尼仏と他の諸仏の関係について、以下のように指摘する。

過去現在未來、三世十方の諸佛が、佛に成るといふ時に、何佛になるのかと云ふと、彌陀佛となるものでもない。大日如來になるものでもない、釋迦牟尼佛となるなり、といつてある。

即ちこの文字によつて、三世十方の諸佛は皆本當の佛ではない化佛である、釋迦牟尼佛の妙徳を現はすために、衆生の根氣に應同して出現された化佛であることが判る。⁽⁴⁶⁾

つまり、他の諸仏を化仏に配置することで、転じて釈迦牟尼仏を高めて本仏と見なす発想であることが理解出来るよう。

ただし、この問題については、既に大内青巒が、曹洞宗で用いる「十仏名⁽⁴⁷⁾」を典拠に（法身の毘盧遮那仏は特段指示が無いけれども）、報身の盧舍那仏は宗門でも用いる『梵網經』の教主であつて、盧舍那仏からすれば、釈迦牟尼仏は化身に配置されると指摘している。⁽⁴⁸⁾そして、『修証義』本文では、「過去現在未来の諸仏、共に仏と成る時は必ず釈迦牟尼仏と成るなり」に「是れ即心是仏なり」と続くことを承けて、「即心と云ふは我々お互ひの心のみ、と云ふことじや、我々お互ひの心のみ、の外に釈迦牟尼仏も無ければ三世諸仏も無い⁽⁴⁹⁾」ともするため、釈迦仏よりも更に、即心是仏を強調していることが理解出来る。

要するに、青巒の議論は、どこまでも帰依三宝を重視し、釈迦一仏への帰依に固執することを否定していくように組み上がっているのである。そして、それは本来の『修証義』を率直に読めばそうならざるを得ないと理解出来る。

この点を丘は、『禪の信仰』の「釈尊と帰依三宝」章「三帰と本尊」において、三帰依は邪解されやすいと注意しつつ、三帰依は「翻邪帰正」を根本義として仏門の人となり、続けて宗派の本尊への帰依をしていくべきだという。この議論は、『法苑珠林』卷八七「受法部第五」⁽⁵⁰⁾の一節を受けて展開されたものであるが、青巒ほどに整然とした議論が展開されているわけではない。つまり、翻邪帰正としての三帰に、両祖の釈尊信仰を繋ぎ合わせたよ

うに見えるのである。

ただし、『丘講話』における「三帰依」の備考に「佛身觀の故實」の一節が見られる。同節において、仏身觀については学問上の宿題になっているとし、その理由を村上專精（一八五一〜一九二九）の『仏教統一論』（一九〇一年）に求めている。そもそも、原始仏教から大乘仏教への展開の中で、歴史上の釈迦牟尼仏は多身を持たされるようになったが、村上の提題の結果、各宗派でも仏格が研究・検証されるようになったという。そのため、丘は道元における仏身觀を明かす必要を主張している。

まず、道元が仏身を論じる前提として、一切の事象を「法身の妙体」から見ているとし、その根拠について、『正法眼蔵』「溪声山色」巻で引用した蘇東坡の偈の「溪声便是広長舌、山色無非清淨身」に求め、人間の生老病死から草木牆壁瓦礫まで、「押しつくるめて法身の妙體といふ」⁽⁵¹⁾と主張し、よって、「たとひ歴史上の釈迦牟尼仏であらうが、深秘に属する法身の當體であらうが、乃至生老病死、四大五陰にいたるまで、法身の妙體だ」⁽⁵²⁾という。

このように平等法身への直觀をもつて仏身を把握するとしても、ここから更に釈尊を本尊とする発想に至るには、もう一段階の議論の展開を要する。そこで、丘自身が参照したのは、經豪『正法眼蔵抄』の「釋尊の御功德、以諸法爲佛體、以佛體爲諸法、故に。釋尊の御功德ならずと云ふ事、一法としても可隔所に非ず」⁽⁵³⁾であり、更には『改訂禪戒鈔』に引いた「抑佛ト云ハ今ノ釋尊ノ御功德也、佛ニ各各アリ、先ツ法身ノ佛ト云フ、コノ妙體

ハ佛ノ本ナルヘシ」⁽⁵⁴⁾を参照していくべきであろう。ともに、道元及び道元門下によって主張されたと位置付けられた文言であるが、釈尊の功德として、諸法と仏体の不二一体を示すことで、仏身を釈尊と見なしているのである。

ただし、この発想は、例えば凡見による把握などを否定していくため、縦しんば一切の衆生が仏身の現れであると理解しても、その自覚の困難さを招く。そのため、先に挙げた『禪の信仰』に見る一般世間への本尊論の提唱（三仏会の儀礼や信仰面を強調したものと、『禪戒鈔』における僧衆向けの提唱との乖離が際立つともいえる。

六、結論

本論では、近代の洞門を代表する宗師家であった丘宗潭の思想について、『仏祖正伝禪戒鈔』『正法眼蔵』『修証義』の三点に関して論じ、更にそこから派生する形で、宗門の本尊論などを見た。

筆者は、丘の門人であった岸澤惟安が「世人は霞丘老漢を稱揚するに、ただ正法眼蔵に究竟參徹するを以てして、禪戒に參徹究竟せることはおいて問はざるがごとし」と問題提起しつつ、丘自身について「然れども老漢がいかに禪戒に參徹究竟せしかは、おそらく老漢みづからもこれを知らず」⁽⁵⁵⁾として、丘自身の宗乘の眞面目を、禪戒及び『改訂禪戒鈔』の参究に求めたことに重大な関心があった。そのため、本論では岸澤によって鑽仰された丘の宗

乗について、思想的に把握するべく、如上の通り検討してきた。

その結果、現段階で容易に参照されうる著作群を見る限り、丘の思想的な特長は『正法眼蔵』提唱よりも『禪戒鈔（あるいは改訂版）』とその講話から把握されるのは事実である。また、『丘講話』において、仏身観への提言が収録された意義は大きく、この結果を踏まえ、本尊論については従来よりも深めて検討することが可能となった。

近代以降の曹洞宗教団では、急に設置された本尊（一仏両祖）への思想的な意義が確定しない時代であったが故に、丘のような立場の宗師家には、その確定への要望が多く寄せられたことであろう。本論で採り上げたように、その一部について、丘は積極的に応えようとしている。更に、本尊論と切り離すことが出来ない『修証義』についての検討も試みた。丘の『修証義』観は、「修証不二」の妙諦からの解釈であり、宗侶が自らのために学ぶのであれば、積極的に参照されるべきであろう。

そして、丘の主張が後代にまで十全として残ったかどうかは、尚更に検証を要するかと思われる。筆者自身も、丘について、従来はどうしても岸澤という巨壁に隠れてしまい、その教示を拝する機会を得なかった。今回、令和二年が丘の百回忌であることに因み、関連する資料を収集し、未発表の筆記録なども入手したため、まずは、筆者自身の力の及ぶ範囲で検討した。

近代曹洞宗教団の思想的問題に僅かな一著を加えるのみであったが、宗学・宗乗の参究を志す者として、研究成果を通して

先賢の顕彰に繋がることを願う。

註

- (1) 岸澤惟安「改訂仏祖正伝禪戒鈔講話につきて」、「丘講話」所収
- (2) 菅原二〇二一b
- (3) 『改訂禪戒鈔』「凡例」参照
- (4) 丘宗潭「玄談」、「丘講話」所収
- (5) 丘宗潭「玄談」、「丘講話」所収
- (6) 『観普賢菩薩行法経』に「一切業障海、皆從妄想生、若欲懺悔者、端坐念實相。衆罪如霜露、慧日能消除」（『大正蔵』卷九・三九三b）とあって、懺悔思想の一端を示す教説として、各宗派の戒学関係の文献において言及される。本論では、「一切業障海」偈と呼称する。
- (7) 天台智顛『金光明経文句』「釈懺悔品」には、「懺悔に三有り。一つには作法、二つには取相、三つには無生」（『大正蔵』卷三九・六〇a）とあり、「無生（性）懺悔」は「一切業障海」偈から「端坐念實相」を引きつつ、「滅無明」としている。丘は、上記一節を参照したものである。なお、丘の参学師である西有穆山による「四大原則」への「垂誠」でも、「三懺悔」を指摘していることが、横井轍道筆記「西有禪師垂誠 布教」から理解される。
- (8) 『丘講話』三七頁
- (9) 『大正蔵』卷四八・二三〇a
- (10) 『丘講話』三八頁
- (11) 上記三節は『丘講話』三七頁参照。丘は、青巒の『修証義問解』の四二頁を批判している。
- (12) 『曹洞宗意綱要』九五頁

- (13) 『曹全』〔注解二〕五二二頁下段
- (14) 『曹洞宗意綱要』九八頁
- (15) 『丘講話』五一頁
- (16) 『丘講話』五一頁
- (17) 上記二節は『改訂禪戒鈔』三丁表参照。
- (18) 『丘講話』八三頁
- (19) 面山瑞方『若州永福和尚説戒』〔三聚淨戒〕、『曹全』〔禪戒〕一五六頁下段、なお丘が面山の説戒を参照していることは『丘講話』等に明らかで、この説も面山への批判の可能性がある。
- (20) 『全集六』二二四頁
- (21) 『丘講話』八五頁
- (22) 『改訂禪戒鈔』四〇丁表
- (23) 明治四三年二月断臂日に書かれた「禪戒鈔ノ出所」を「序」に持つ、佐藤潭水書写の『改訂禪戒鈔』である。本書の内容は、版本『改訂禪戒鈔』と部分的に相違しており、版本が成立する過程で書写されたものと推定される。なお、筆記者の佐藤は、「序」について、「以上岸澤後堂老師ガ臘八才一日ニ垂示サレシ大綱ナリ」とし、それに続けて『改訂禪戒鈔』の本文を記すため、岸澤の手元にあつた編集途中の『改訂禪戒鈔』を書写されたものと推定される。
- (24) 『曹洞宗意綱要』一六四頁
- (25) 志部一九八四
- (26) 『永福面山和尚広録』卷一七、『曹全』一語録三二六二三〜六四二頁
- (27) 『曹洞宗意綱要』五八頁
- (28) 興隆寺本『正法眼蔵開講備忘』六丁裏〜七丁表
- (29) 『曹洞宗意綱要』五九頁
- (30) 『曹洞宗意綱要』五九頁
- (31) 『修証義』を巡る問題の詳細は『曹洞宗近代教団史』〔第七章 大内

丘宗潭の思想研究

- 青巒居士と『修証義』 教会・結社〕及び〔菅原二〇二〇〕を要参照
- (32) 『曹洞宗意綱要』五九頁
- (33) 『曹洞宗意綱要』六二頁
- (34) 秋野孝道は丘に続いて永平寺の眼蔵会講師を務めている。『禪学大辞典』「眼蔵会」項参照。また、丘自身も「禪戒一致」の語を明治三九年の段階で用いている。菅原二〇二二b参照。
- (35) 石原二〇一八
- (36) 『曹洞宗意綱要』八〇〜八一頁
- (37) 『曹洞宗意綱要』八九頁
- (38) 菅原二〇二二a
- (39) 「四 本尊」、「禪の信仰」三六頁
- (40) 「五 曹洞宗の本尊佛」、「禪の信仰」四〇頁
- (41) 「五 曹洞宗の本尊佛」、「禪の信仰」三八頁
- (42) 「第三 修証義編集纂の縁由」、「修証義講話」一八〜二八頁
- (43) 「第三 修証義編集纂の縁由」、「修証義講話」二四〜二五頁
- (44) 明治期における曹洞宗の布教法確立の経緯については、菅原二〇一八を参照されたい。
- (45) 「六 本尊佛釋尊」、「禪の信仰」四二頁
- (46) 「六 本尊佛釋尊」、「禪の信仰」四二〜四三頁
- (47) 「十仏名」は、永平道元『赴粥飯法』、『正法眼蔵』「安居」巻、瑩山紹瑾『瑩山清規』などに収録されている。なお、現行の曹洞宗の作法では一般的に、『赴粥飯法』所収の「清浄法身毘盧舍那仏・円満報身盧遮那仏・千百億化身釈迦牟尼仏・当来下生弥勒尊仏・十方三世一切諸仏・大乘妙法蓮華経・大聖文殊師利菩薩・大乘普賢菩薩・大悲觀世音菩薩・諸尊菩薩摩訶薩・摩訶般若波羅蜜」〔全集〕六・五八頁）が用いられている。
- (48) 『修証義講話』二二頁、及び『修証義聞解』一三七〜一三八頁

- (49) 『修証義聞解』一三九頁
 (50) 『大正蔵』卷五三・九二六a
 (51) 『丘講話』七四頁
 (52) 『丘講話』七三頁
 (53) 『丘講話』七五頁、『正法眼蔵抄』の該当箇所は『釋尊讚嘆説法詞』(『曹全』「注解二」六三二頁下段)
 (54) 『第十不謗三宝戒』、『改訂禪戒鈔』三七丁表裏
 (55) 『改訂仏祖正伝禪戒鈔講話』につきて、『丘講話』所収

参考文献

《一次資料》

- 万侶道垣編集『佛祖正傳禪戒鈔』出雲寺文次郎・明治一四年
 万侶道垣編集『佛祖正傳禪戒鈔』梶田勘助・明治一九年
 西有穆山提唱『正法眼蔵開講備忘』畔上樑仙所持写本・長野県興隆寺所蔵
 西有穆山提唱・岩上覚成編『佛祖正傳禪戒鈔講話』鴻盟社・明治三六年
 西有穆山提唱『西有禪師垂誡 布教』横井轍道筆記『精神の生活』写本
 丘宗潭訂正『正法眼蔵出家功德附聞解(全)』森江佐七・明治三三年
 丘宗潭提唱・横井轍道筆記『大正四年在永平寺 丘宗潭師 講演聞書』大正四年
 丘宗潭改訂『改訂佛祖正傳禪戒鈔』鴻盟社・大正元年初版、大正一〇年第四版、引用時は『改訂禪戒鈔』と略記
 丘宗潭改訂『改訂佛祖正傳禪戒鈔』鴻盟社・大正二三年改訂再版(再改訂本)
 丘宗潭改訂・佐藤潭水書写『改訂佛祖正傳禪戒鈔』明治四三年序(写本)
 丘宗潭改訂・岸澤惟安差点記『改訂佛祖正傳禪戒鈔(差点記本)』瑞岳

院・昭和五七年

丘宗潭提唱・岸澤惟安編『改訂佛祖正傳禪戒鈔講話』鴻盟社・昭和六年、引用時には『丘講話』と略記

丘宗潭講演・福島甲子三編『仏教の真髄』北越新報社・大正六年

丘宗潭提唱・丘球學編『禪の信仰』鴻盟社・昭和二年

丘宗潭提唱・丘球學編『曹洞宗意綱要』鴻盟社・昭和四年

大内青巒『曹洞教会修証義聞解』鴻盟社・明治二四年、引用時は『修証義聞解』と略記

大内青巒『曹洞教会修証義講話』鴻盟社・大正一一年、引用時は『修証義講話』と略記

滝谷琢宗『曹洞教会修証義筌蹄』明教社・明治二六年、引用時は『修証義筌蹄』と略記

※以上は全て、筆者が原本またはその撮影データを所持

『大正新修大蔵経』引用時は『大正蔵』と略記し、巻数・頁数・段のみ表した。

『曹洞宗全書』『統曹洞宗全書』曹洞宗全書刊行会刊。引用や参照時には、『曹全』『統曹全』と略記し、巻号と頁数・段数のみで示した。

『道元禪師全集』全七巻、春秋社、引用時には『全集〇』〇〇頁とし、巻数・頁数のみ略記した。

《二次資料》

志部憲一『洞門の人——眼蔵会歴代講師(二)』、『傘松』昭和五九年四月号、志部一九八四

曹洞宗総合研究センター編『曹洞宗近代教団史』曹洞宗総合研究センター・二〇一四年

石原成明『四大綱領の形成とその扱われかたについて』、『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要(第十九回)』二〇一八年、石原二〇一八

菅原研州「近世後期洞門僧の教化意識について」、『日本仏教総合研究』一

六・二〇一八、菅原二〇一八

菅原研州「大内青巒居士の戒思想」、『東海仏教』六五・二〇二〇年、菅原二〇二〇

菅原研州「近代洞門における室内三物研究について」、『愛知学院大学教養部紀要』巻六八一・二・三合併号所収、菅原二〇二一a

菅原研州「洞門における『教授戒文』の作法的意義について」、『教養部紀要』六八一・二・三合併号所収、菅原二〇二一b

附録・丘宗潭『眼藏提唱』翻刻資料

※凡例

- ・ 当資料は、筆者所持の雪香道人筆記『大正四年在永平寺 丘宗潭師講演聞書』所収の丘宗潭『眼藏提唱』を翻刻したものである。解題は本論を参照されたい。
- ・ 丁数は丘宗潭『眼藏提唱』該当分として記載。【】内の数字・カナで丁数と表裏を略記した。
- ・ 翻刻時の行数・字数などは原典に従った。
- ・ 漢字の字体は概ね原典に従ったが、仮名は変体仮名を含めて現在通用の字体に改めた。
- ・ 判別不能の文字は■とした。
- ・ 踊り字は原文の通りに反映させた。
- ・ 確認された誤字は翻刻文の下部に指摘した。

【4才】

大正四年五月大本山永平寺ニ於テ丘師

眼藏提唱

礼拝得髓卷

○^{大綱}木葉ハ題：得法ハ礼拝ニアル 断ビ心身共ニ放下ノ処ニ傳

ハル ○此卷ノ思召一時代名利ニ流■：得髓ヲ目

的トセス名利ヲ目的トスル故ニ法ハ得ラレズ此御心意ヲ：

用心集：参禅学道ハ正師ヲ求ムベキ：的中

○大丈夫―孟子―富貴、ヒニ誠：動セサルモノ

(不味：因果ノ中ニ在テ修行スル人) (以上ヲ告テ) 偏我：言ナレハ師資一

体：○有心：精進弁道ノ意：此修行直ニ別物ニアラズ

○誠心ハ心ニアルニアラス法ヲ重モク身ヲ軽ルクスル処誠心―懺悔

ノ時消滅 ○生セシム―二様ニ見ル^ル■キル師資ニカ、ル

【4ウ】

○著椅―雪山童子ノ因縁^ヲ○若田―法華―ヒロマル：

○依葉―依法ト全ジ○大比：二百五十戒^ヲ○署ハ表テ書

ノ意○僧正司―僧正ストコロノ役○ウバリ比丘―浄飯王ノ家来

難陀比丘ヲ佛ノシカラル平等法中ニ於テ戒ヲ立ル迄：○志^ヲノ文字

考子、眞実ノ義○一頓―許ス○擊闕―志閑禪師ヲ受

テ言フ ○解院―(役屋敷)・龍象―龍ハ大ナリ象大

メタル言フ ○不是：宗乘轉喚ノ妙処デロウウス○イハンヤ―客又

換の誤記か

ナリ○七歳心ニ所ナシハ心成：○阿羅：へキヨードニト ヤシユタラ

○シカシ：大乘法ヨリハ捨ツルトコロトアル文章見ニクイ

一本ニルクト作テ見方モアル二説之者○院号―ニシヨセ

ルアリ：○主従：内持ノ^ヲ又一本ニ従ニ作ル

○願志―十願ヲ立ツ歴々ナルモ今ハ茲ニ破ス

【5オ】

○比丘尼：田父ヤ人ノ至ル処へ比丘尼イタレシ転倒ノ意

○戒壇三重結界：結界法

夫の誤記

雞声 山色卷

東婆ヲ尊敬シタルモノニアラス―半ハウシノカハレシ唯谿聲 坡の誤記

山色佛法ニ親シノイ 大意ジュサンヲ見ヨ

境ニ於テ一念纒(ハヤ)忘スル是レラニ眼 念ヲ忘スル処六ジニ具

シ佛說法ナリ是レ自己ニ歳到○五蘊悉ク雞声

六根六ジニ一枚一セツナ同感―スルナリ 見聞六塵ヲ

超エルト：

阿：文通り一應ヲ見テ宗意傳道受業―阿耨：

道修証不二 祖意事―ネレト―佛ノ通ラルクカミヲマイテド

口道ヲ通サレタ―○殻―玉子ノカラ―自在ノ意

【5ウ】

大宋―筆海ノ上ニハ眞龍―佛海龍ヲ学ス：

○イクバク：調ベノ語―浦ヨリキカシテ東婆ノ修行

○朝宗：天皇ニ拜謁ノ為ニ初二集ルノ儀

坡の誤記

○靈雲：尋劍客―知恵ニ論 ○山色上ノ三人ヲ結バ

レタル心持○自己：字眼ナリ

○菩提ノ行願：且以 餓鬼之話―菩薩ハ慈悲一片

唯^ハ聖曰菩薩ハ生死ヲ園林トナシ

維の誤記

無住國師 ○キクコトアラン―未采記ニアラン―世法ヲスツル処ニ佛法ヲ持

沙石集― ツ―佛法ヲ持ツ所ニ於テ世法ヲタモツ―ステルハヒロ

フノ目的○心術―コ、ロノマコト○オサカリ○コタクアリシノ事

○幻ヲ幻ト知レバ即离レル○イハン

【6オ】

道高クナルト魔高シ―西有禪師順境ニタヲル
道人為命―○安樂至身口意願四安樂至不深

娑の誤記

即行○壽量品―娑婆国土來リ：自佛：誓願―

金剛―宗定禪金剛三昧：正ニ住スル処無フシテ此身ヲ住ス

懺悔―信カ（法性解脱）法力加持―用心集加ト不加トニヨリ參ト不參トニヨリ

得便宜ノ叻必ス落便宜ノ腹ヲフクレタ時莫妄想フ人ノ

キツニアタラス

正信心ノ時―一切事佛法トナリ谿聲山色：

【6ウ】

開講偈

丘師

教觀育拍切模糊 直指人心修作迂

擊碎天童大圓鑑 傘松日月照昏衢

即事

谿聲山色即仙寰 緑樹風吹停手寒

馬伏猿眠石騰躍 禪僧默坐入空觀